

議案第16号

三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年3月7日

三朝町長 吉田秀光

平成18年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年三朝町条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(報酬)	(報酬)
第1条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員（以下「議長等」という。）の報酬は、次のとおりとする。	第1条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員（以下「議長等」という。）の報酬は、次のとおりとする。
(1) 議長月額 <u>321,000円</u>	(1) 議長月額 <u>331,000円</u>
(2) 副議長月額 <u>233,000円</u>	(2) 副議長月額 <u>240,000円</u>
(3) 常任委員長月額 <u>225,000円</u>	(3) 常任委員長月額 <u>232,000円</u>
(4) 議会運営委員長月額 <u>225,000円</u>	(4) 議会運営委員長月額 <u>232,000円</u>
(5) 議員月額 <u>217,000円</u>	(5) 議員月額 <u>224,000円</u>
第2条以下 略	第2条以下 略

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。